

○村山市スポーツ施設条例

昭和55年3月19日

条例第6号

(設置)

第1条 スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、村山市にスポーツ施設を設置する。

(一部改正 平成21年条例19号・31年5号)

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(1) 基点運動広場	村山市基点1034番地13
(2) 基点テニスコート	村山市基点1034番地12
(3) 金谷テニスコート	村山市大字欄山1331番地
(4) 村山市民体育館	村山市基点1034番地
(5) 金谷グラウンド・ゴルフ場	村山市大字欄山1338番地
(6) 金谷クラブハウス	村山市大字欄山3082番地1
(7) 村山市金谷運動広場	村山市大字欄山1340番地1
(8) 楯岡スポーツレクリエーション広場	村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1114番地1
(9) 村山武道館	村山市中央一丁目3番6号
(10) 村山居合振武館	村山市大字林崎86番地1

(一部改正 昭和55年条例16号・58年3号・59年13号・62年17号・平成4年16号・5年26号・6年22号・7年21号・9年14号・15年5号・17年13号・22年5号・30年9号・31年5号)

(使用の許可)

第3条 スポーツ施設のうち、前条第3号から第5号まで及び第9号から第12号までの施設を使用しようとする者は、村山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(一部改正 昭和58年条例3号・59年13号・62年17号・平成4年16号・5年26号・

6年22号・7年21号・9年14号・15年5号・17年13号・31年5号)

(専用許可)

第4条 教育委員会は、適当と認めたときはスポーツ施設の全部又は一部の専用を許可することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(一部改正 平成31年条例5号)

第5条 教育委員会は、前条の規定によりスポーツ施設を専用させる場合において必要があると認めるときは、一般の使用を禁止し、又は制限することができる。

(一部改正 平成31年条例5号)

(使用の不許可等)

第6条 教育委員会は、スポーツ施設の使用の目的及び方法が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用又は専用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) スポーツ施設の設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、スポーツ施設の管理上支障があるときは、許可しないことができる。

(一部改正 平成18年条例15号・31年5号)

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、スポーツ施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 教育委員会の管理上の指示に従わないとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害を及ぼすことがあっても市はその責を負わない。

3 前2項の規定は、第4条の規定により許可を得てスポーツ施設を専用する者(以下「専用者」という。)について、これを準用する。

(一部改正 平成18年条例15号・21年19号・31年5号)

(使用料)

第8条 スポーツ施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用又は専用を許可したときに徴収する。

(一部改正 平成31年条例5号)

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付等)

第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 使用者又は専用者の責によらない理由により使用又は専用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に還付することを適当と認めたとき。

(一部改正 平成18年条例15号・21年19号)

(損害賠償)

第11条 使用者又は専用者が故意又は過失によりスポーツ施設の設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(一部改正 平成31年条例5号)

(指定管理者)

第12条 スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(一部改正 昭和63年条例16号・18年15号・31年5号)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にスポーツ施設の管理を行わなければならない。

(追加 平成18年条例15号 一部改正 平成31年条例5号)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条第1項の許可に関する業務

(2) 第8条第2項の徴収に関する業務

(3) スポーツ施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほかスポーツ施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

(追加 平成18年条例15号 一部改正 平成31年条例5号)

(利用料金)

第15条 第12条の規定により指定管理者がスポーツ施設の管理を行う場合にあっては、使用者及び専用者はその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の事情があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加 平成21年条例19号 一部改正 平成31年条例5号)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(一部改正 平成18年条例15号)

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年10月1日条例第16号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、基点運動広場及び市民体育館に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年4月規則第7号で、同58年4月27日から施行)

附 則(昭和59年9月21日条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の第2の表の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

(昭和59年10月規則第12号で、同59年10月15日から施行)

附 則(昭和62年9月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月22日条例第16号)

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第7号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月22日条例第16号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第22号)

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(村山市運動広場条例の廃止)

- 2 村山市運動広場条例(昭和62年村山市条例第7号)は、廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の村山市運動広場条例第4条第1項の規定に基づき承認を受けている使用については、第3条第1項の規定により許可した使用とみなす。

附 則(平成9年3月28日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成9年9月25日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村山市体育施設条例の規定中基点テニスコートに関する部分は、平成10年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月19日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第13号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 体育施設の管理を法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成21年12月21日条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第4号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

(全部改正 昭和58年条例3号、一部改正 昭和59年条例13号・62年17号・平成元年7号・4年16号・5年26号・6年22号・7年7号・21号・9年6号・14号・15

年5号・17年13号・22年5号・26年5号・30年9号)

第1 市民体育館使用料

1 主競技場使用料

(1) 専用使用(ステージを含む。)

区分				使用料(1時間につき)	
				午前9時から午後9時30分まで	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	専用者が児童、生徒等である場合		850円	
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		1,700円	
	入場料を徴収する場合	専用者が児童、生徒等である場合		1,700円	
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		3,400円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	平日の場合		5,100円	
		土曜日等の場合		8,500円	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	平日の場合	11,900円	
			土曜日等の場合	17,050円	
		営利を目的とする場合	平日の場合	23,900円	
				午後5時以降	35,850円
			土曜日等の場合	34,150円	
				午後5時以降	51,200円

2 附属設備使用料

区分	単位	使用料	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
放送設備	1日につき	740円	1,490円
シャワー	1人1回につき	100円	210円

フロアシート	1本1日につき		210円
研修室、トレーニングルーム	1時間につき	110円	210円
幼児高齢者体育室	1時間につき	110円	210円

3 電気及び冷暖房使用料

区分		単位	アマチュアスポーツ に使用する場合	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合
電 気	主競技場の全灯 使用	1時間につき	1,460円	2,930円
	主競技場の2分の 1灯使用	1時間につき	730円	1,460円
	電気器具の持込 み使用	1灯1時間につき	160円	320円
冷 暖 房	研修室、幼児高齢 者体育室、トレー ニングルーム	1時間につき	310円	530円
	アリーナ	1時間につき	870円	1,310円
	オイルヒーター (移動式)	1台1時間	200円	420円

備考

- この表において「土曜日等の場合」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する日をいう。
- この表において「児童、生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、専用者がいずれの名目であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 主競技場の半分を専用して使用する場合の使用料は、所定の使用料の2分の1

に相当する額とする。

5 市外に住所を有する者が使用する場合は、所定の使用料に100分の130を乗じて得た額とする。

6 使用料を算出する場合において使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

第2 基点テニスコート及び金谷テニスコート使用料

区分	専用使用 (1面あたり1時間につき)		夜間照明使用料 〔1面あたり1時間につき〕
	市内	市外	
小・中学校児童生徒	250円	330円	620円
一般	510円	670円	

第3 基点運動広場、金谷グラウンド・ゴルフ場及び金谷クラブハウス使用料

(1) 専用使用

区分	使用料(2時間につき)	
	市内	市外
小・中学校児童生徒	310円	420円
一般	630円	830円
アマチュアスポーツ以外	1,910円	2,480円

(2) 普通使用

普通使用料	無料
-------	----

第4 村山市金谷運動広場及び楯岡スポーツレクリエーション広場使用料

広場使用料	夜間照明使用料(1時間につき)	
無料	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
	2,080円	4,180円

第5 村山武道館使用料

区分		専用使用 (1時間につき)		暖房料 (1時間につき)
		市内	市外	
柔道場	小・中学校児童生徒	100円	130円	1,530円

	一般	200円	260円
	アマチュアスポーツ以外	620円	810円
剣道場	小・中学校児童生徒	100円	130円
	一般	200円	260円
	アマチュアスポーツ以外	620円	810円
弓道場	小・中学校児童生徒	100円	130円
	一般	200円	260円
	アマチュアスポーツ以外	620円	810円

第6 村山居合振武館使用料

(1) 専用使用

区分		使用料(1時間につき)	
		市内	市外
道場	小・中学校児童生徒	100円	130円
	一般	200円	260円
	アマチュアスポーツ以外	620円	810円
研修室	小・中学校児童生徒	250円	330円
	一般	510円	670円
	アマチュアスポーツ以外	1,560円	2,030円

(2) 宿泊使用

区分		使用料(1泊につき)	
		市内	市外
宿泊	小・中学校児童生徒	1,030円	1,350円
	一般	2,080円	2,710円
	アマチュアスポーツ以外	6,280円	8,160円

備考 この表において宿泊は、研修室、風呂及び台所の使用とする。